

南島原市ニュース

令和5年4月28日

タイトル 市公式LINEで弁護士相談などが予約可能に！

令和5年5月1日から、市LINE公式アカウントで「弁護士相談」「司法書士相談」「行政書士相談」の相談予約ができるようになります。スマートフォンなどがあればいつでもどこでも予約が可能です。

詳しくは、広報紙5月号に掲載予定の記事をご覧ください。



市LINE公式アカウント

担当部署	市民生活部市民課	担当者	松島
直通	0957-73-6647	E mail	shimin-han@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			

スポーツ大会出場経費を助成します

圖生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

市内の社会体育団体や個人が、全国大会などに出場する経費を助成します。

対象となる大会は、予選会や推薦を経て代表として出場するもので、九州大会以上の大会です。ただし、対象とならない大会もありますのでご了承ください。

- 対象経費…交通費、宿泊費など ※上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。



市LINE公式アカウント 新機能追加でさらに便利に！

圖市民相談センター(西有家庁舎：市民課内) ☎82-3010

「弁護士による法律相談」や「司法書士・行政書士相談」への参加予約が、市LINE公式アカウントでできるようになりました。相談は無料です。

お困りの人は、1人で悩まず、ぜひご相談ください。

※ご利用を希望される場合、無料のSNSアプリ「LINE」での友だち登録が必要です。



各相談LINE予約

定①先着8組 ②先着5組 ③登記関係…5組 簡易裁判所代理関係…5組

種別	相談内容	日時	時間上限
①弁護士相談	身近なトラブル、借金問題、離婚・遺言問題	毎月第2金曜日 午後1時～5時	最大30分/回
②行政書士相談	遺言・相続、土地活用、許認可申請	奇数月第3水曜日 午後1時15分～5時	最大45分/回
③司法書士相談	不動産登記、遺産・相続、借金	偶数月第3水曜日 午後1時15分～5時	最大45分/回



農業用ドローンによる農薬散布を支援 ～要件を緩和しました～

圖農林課(有家庁舎) ☎73-6661



市HP

●対象者

2戸以上の市内農業者で組織した団体で、同じ作物で農薬散布を実施する者

※令和3・4年度に活用した者も対象

●対象作物(複数の作物への活用可)

水稻、たまねぎ、ブロッコリー、レタス、ばれいしょなど

●補助金の額

補助対象事業費(消費税抜き)の2分の1以内の額で、10アールあたり上限1,250円

※農薬費用は除く

●補助要件

- ・南島原市内のほ場で防除を行うこと
- ・防除に関してほかに補助金を受けていないこと
- ・農薬は農水省が認めるものに限る(農水省サイト参照)
- ・農薬散布が可能な資格を有する事業者への委託に限る
- ・防除面積(水稻…2.5ヘクタール以内、そのほか…5.0ヘクタール以内)
- ・防除回数(水稻…2回以上、そのほか…3回以内) ※回数に応じて補助

■水稻…5月31日(水) ※そのほかは防除開始2週間前まで

●申請方法など

申請を希望される場合、まずは農林課にご相談いただき、「希望調書」を提出してください。